

大日本帝國政府

廳府縣關係行政簡素化實施要綱

(内務省)

一、部ノ廢合

- (1) 總務部ト學務部トヲ廢止シ新ニ内政部ヲ置ク
内政部ニ於テハ從來ノ總務部及學務部所管ノ事務ヲ掌ル但シ從來總務部ニ
所屬シタル事務中豫算、會計、人事及統計等ニ關スル事務ハ之ヲ知事官房
ニ移管スルモノトス
- (2) 知事官房(北海道廳ニ在リテハ長官官房)ニ官房長ヲ置ク
知事官房ニ於テハ豫算、會計、人事、文書及統計等ノ事務ヲ掌ル
- (3) 左記十縣ノ經濟部ヲ廢止シ其ノ所管事務ヲ内政部ニ移管ス
山梨、福井、奈良、滋賀、鳥取、高知、徳島、佐賀、宮崎、沖縄
- (4) 左記三縣ノ土木部ヲ廢止シ其ノ所管事務ヲ經濟部ニ移管ス
富山、岐阜、熊本
- (5) 北海道廳ノ土木部及拓殖部ヲ合併シ新ニ振興部ヲ置ク
- (6) 府縣ニ於ケル書記官ノ官名ヲ廢止シ、部長及官房長ナル官名ニ改ム

裏面白紙

大日本帝國政府

二、課ノ廢合

職員ノ減少等ニ伴ヒ廳府縣内ニ於ケル課ノ廢合ヲ行ハシム

三、官吏ノ派員

官吏待遇官吏ヲ通ジ別表ノ通派員ス但シ廳府縣部長ニ關シテハ別選勅任官ニ
優遇ノ途ヲ講ズルモノトス

四、事務簡捷ノ徹底

此ノ際各省舉ゲテ地方廳ニ對スル事務簡捷ノ徹底ヲ圖リ法律事項等ニ付テモ
檢討ヲ加ヘ徹底的ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト

五、廳府縣臨時職員等設置制ノ改正

廳府縣臨時職員等設置制ニ依ル職員ハ各其ノ從事スル事務ノ種類ニ依リ各條
ニ分類セラルルヲ以テ自ラ事務ノ範圍限定セラレ相互融通シ難キ狀況ナルヲ
以テ之ヲ整理統一シ各職員何レノ事務ヲモ處理セシムル様改正スルコト

六、待遇職員制ノ改正

各種待遇職員制ニ依ル職員モ其ノ從事スル事務ヲ細別限定セラルルヲ以テ融

裏面白紙

大日本帝國政府

通任ナク事務上支障アリ殊ニ其ノ官職名極メテ多數ニ上リ不便尠カラザルヲ
以テ地方待遇職員令第一條及第十二條ニ規定スル職員制ノ職員ノ中廳府縣ニ
勤務スルモノヲ單一ノ職員制トシ其ノ名稱ヲ統一スルト共ニ之ヲ本官ニ改メ
事務能率ノ向上ト官吏ノ優遇ニ資スルコト（經費ノ負擔ハ従前ノ通トス）